

認定歯科衛生士認定更新の手引き

I 目的

この認定歯科衛生士認定更新の手続きは、認定歯科衛生士制度規則第27条「認定歯科衛生士は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。認定に関する事項は、認定施行細則に定める。」の規定、ならびに認定歯科衛生士制度施行細則第8条及び第9条の規定に基づき、認定更新に係る手続き等について、必要事項を記載しています。

II 認定歯科衛生士・認定更新プロセス

認定更新要領の公示（日衛だよりおよびホームページに掲載）



申請書の受付



認定更新審査（書類審査）



審査結果通知



認定更新手数料の納付



認定歯科衛生士名簿への登録・認定証の交付

※ 更新申請の手続きから新たな認定証が交付されるまでの間は、前回の認定の有効期間の範囲とする。

III 認定更新審査

認定歯科衛生士の有効期間の満了に伴い、認定更新を申請する者（以下「申請者」という。）は、下記の要領に従って認定更新の審査を受けること。

なお、「認定歯科衛生士認定更新の手引き」の内容は、毎年更新するため、日本歯科衛生士会ホームページ等により最新情報を得て、更新審査に臨むこと。

1 実施要綱

(1) 申請書受付期間

認定更新フロー図 認定取得～認定更新申請までの一覧表 参照

なお、詳細は「日衛だより」および「日本歯科衛生士会ホームページ」に掲載し、周知する。

(2) 審査方法

認定更新の審査方法は、書類審査とする。ただし、認定更新委員会は、必要に応じて申請者に対し、提出書類に関して説明を求めることがあること。

2 申請資格

申請者は、次に定める資格を全て満たす者であること。

- (1) 日本国の歯科衛生士免許を有すること。
- (2) 申請時において、認定歯科衛生士であること。
- (3) 過去5年間（認定登録日から認定更新申請書類の受付終了日前日まで）の認定分野に関する歯科衛生士実務時間が200時間以上に達していること。なお、実務時間算定の詳細は、6頁（6）実務時間証明書の項を参照のこと。
 - ① 実務内容として、実践、指導、教育及び相談の機能を果たしていること。
 - ② 認定更新申請時において、過去5年間の認定更新生涯研修及び単位（別紙1）より算出した単位合計が30単位以上あること。

3 申請手続き

申請者は、下記の申請書類を**受付期間内に記録が残る方法（簡易書留や宅急便）**で送付すること。

(1) 申請方法

申請者は、申請書の受付期間内に、必要な提出書類（様式4-1・2、様式5-1～5）を下記へ送付すること。

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-11-19

公益社団法人日本歯科衛生士会 認定更新委員会 宛

「申請書在中（認定分野名）」と必ず明記してください。

※（認定分野名）には、生活習慣病予防、在宅療養指導、摂食・嚥下リハビリテーション、障害者歯科、老年歯科のいずれかを記載すること（以下同じ）。

(2) 提出書類

- ① 認定歯科衛生士認定更新申請書（様式4-1）
- ② 履歴書（様式4-2）
- ③ 認定更新生涯研修記録（受講研修）（様式5-1）
- ④ 認定更新生涯研修記録（能動研修1）（様式5-2）
- ⑤ 認定更新生涯研修記録（能動研修2）（様式5-3）
- ⑥ 受講証・参加証・抄録等の写し貼付用紙（様式5-4）
- ⑦ 実務時間証明書（様式5-5）
- ⑧ 認定歯科衛生士認定期間延長申請書（様式6）

※ ①～⑧の提出書類は、本会HPの会員ページからダウンロードしてください。

(3) 返信用封筒（審査結果通知返信用）

返信用封筒（長型3号）に住所・氏名を明記し、392円（簡易書留）切手を貼付して提出書類に同封する。封筒の表には、認定分野名を記載し、認定分野ごとに封筒を作成すること。

(4) 認定更新申請書受付期間

認定更新フロー図 認定取得～認定更新申請までの一覧表 参照

* 受付期間外に到着した書類は、無効とする。

4 申請書類の記載方法

(1) 記載上の注意事項

- ① 提出書類は、楷書またはパソコンで分かり易く、もれなく記載すること。書類に不備があった場合には、不合格となる場合があるため、十分注意して記載すること。
 - ② 提出書類は、すべてA4サイズに揃えること。
 - ③ 訂正箇所は、二重線を引き訂正印を押す。修正テープ、修正インクは禁止とする。
 - ④ 提出書類においては、前回認定登録した年月日（認定証に記載されている交付年月日）から認定更新申請書の受付開始日前日までの実績を記載すること。予定および見込みのものは記載しないこと。
 - ⑤ 様式5-1～3の内容は、一つの認定分野に使用した単位は他の認定分野では、使用できない。また、学会参加に関しては、一つの学会に対して単位数の高い内容一つのみでの申請とする。ただし、学会時に開催された認定更新研修の単位は、別に付与することができる。
- (例)・日本歯科衛生学会に参加・発表した場合、単位数の高い10単位のみでの申請
・日本歯科衛生学会に参加・発表・認定更新研修参加の場合、10単位+3単位の13単位申請
・上記の申請を「障害者歯科」で申請した場合、他の認定分野の申請には申請できない。
- ⑥ 初回認定時および前回更新時から「改姓」又は「改名」した場合は、新氏名への変更が証明できる書類（運転免許証、健康保険証、住民票抄本のコピーなど）を添付すること。

(2) 認定歯科衛生士認定更新申請書（様式4-1）

- ① 受付期間内に日本歯科衛生士会ホームページにアクセスし、用紙をダウンロードする。
- ② 必要事項を記載すること。

【入力必要事項】

認定分野名、氏名、生年月日、自宅住所等、Eメールアドレス、勤務地住所等、
歯科衛生士免許番号、日本歯科衛生士会会員番号

(3) 履歴書（様式4-2）

(4) 認定更新生涯研修記録（受講研修、能動研修1・2）（様式5-1～3）

- ① 都道府県歯科衛生士会が開催した専門研修（基本研修）の認定更新研修については、都道府県歯科衛生士会の報告書に基づいた受講単位とする。
- ② 申請書に附属する書類の不足、不備、記載漏れ等がないか確認すること。
- ③ 一つの学会や研修等において、発表、共同演者など複数の単位が該当する場合は、参加1回につき最も高い単位数を算定することができる。その際、その研修や学会は、他の認定分野の申請に使用することはできない。ただし、学会開催期間中の認定更新研修単位は、この限りではない。
- ④ 学会については、別紙2の「学会リスト」に記載されている学会とする。
- ⑤ 過去5年間に発表などを行った業績については、発表、論文掲載年月順に記載す

る。

- ⑥ 一般参加についての証明は、参加証、領収書あるいは修了証のコピーを有効とする。

(5) 受講証・参加証・抄録等の写し貼付用紙（様式5-4）

- ① 前記（4）の⑤の証明書をこの用紙に貼付する。
- ② 様式5-1、5-2、5-3それぞれの後ろに貼付用紙を記載順に重ねること。ただし、都道府県歯科衛生士会が開催した専門研修（基本研修）の認定更新研修については添付の必要がない。

(6) 実務時間証明書（様式5-5）

- ① 過去5年間に認定分野に関する実務時間が200時間以上であることを証明するものであり、実務を行った期間ごとの総時間数を記載する。
- ② 申請者が実務を行った施設・機関等の長が証明したものであること。
- ③ 実務を行った施設・機関等が複数ある場合は、それぞれ就業先での勤務時間数の総計が200時間以上の証明が必要になるので、留意すること。その際にはそれぞれの就業先で発行される証明書を提出すること。
- ④ 生活習慣病予防（特定保健指導）については、業務の実施場所にかかわらず、「食生活改善指導」および「口腔保健指導」に関する業務を実務時間に換算することができる。

5 申請書類の提出方法・送付先

- (1) 申請書および他の添付書類を様式番号順に並べて左肩をクリップで留める。
- (2) 受付期間内に記録が残る方法（簡易書留や宅配便）により次の宛先に送付すること。

〒169-0072

東京都新宿区大久保2-11-19

公益社団法人日本歯科衛生士会 認定更新委員会 宛

封筒の表には、「申請書在中（認定分野名）」と必ず明記してください。

IV 審査結果の通知

申請書の受付期間終了後、3か月以内に文書により通知する。

なお、電話やFAXによる合否の問い合わせには、一切応じられないこと。

V 更新手数料

- (1) 更新手数料 5,000円
- (2) 審査結果通知に払込期限を明示するので、払込期限までに郵便局の払込取扱票を用いて、次の宛先に払い込むこと。

加入者名 : 公益社団法人日本歯科衛生士会

口座番号 : 00180-2-81422

通信欄 : 認定更新手数料、認定登録番号を必ず明記してください。

※ 振込名義は、申請者の氏名とし、施設名や複数名の振り込みは不可とする。

- (3) 納付された手数料は、一切返還しないこと。

VI 認定証の交付

定められた期日までに、更新手数料の納付手続きを完了した方を認定歯科衛生士名簿に登録し、認定証を交付する。

VII 認定期間の延長について

- (1) 病気、出産などの理由により認定更新申請ができない場合には、認定期間を延長することができる。
- (2) 認定期間の延長を希望する方は、「認定歯科衛生士認定期間延長申請書」(様式6)に所要事項を記載の上、その申請理由を証明する書類を添付して、該当する認定更新年度の受付期間内に提出すること。
- (3) 認定期間延長申請書は、認定更新委員会が審査し、認定期間延長の可否を決定する。
- (4) 認定期間延長が認められた方には、「認定歯科衛生士認定期間延長証明書」を交付する。
- (5) 延長期間は、原則として1年間とする。さらに延長が必要な場合には、1年後の認定歯科衛生士更新申請受付期間内に再度申請し、審査を受ける。認定期間の延長は、3年を限度とする。
- (6) 認定期間延長が認められた方が次に認定更新申請を行う場合には、申請する年度の申請方法が適用されるため、申請する年度の「認定歯科衛生士認定更新の手引き」を基に申請書を提出する。
- (7) 認められた延長期間内に認定更新の申請を行わなかった場合は、認定歯科衛生士の資格は喪失する。

VIII 連絡先の変更

申請書類提出後、氏名および住所等に変更がある場合は、すみやかに「認定歯科衛生士登録名簿記載事項変更届」(様式7)を提出すること。

IX 個人情報保護方針について

公益社団法人日本歯科衛生士会における個人情報保護方針に従って行う。

認定更新生涯研修及び単位（認定分野A）

区分	対象研修	単位 (参加1回に付)	共著 共同演者
1 受講研修	日本歯科衛生学会	6	
	国際学会	6	
	特定の関連学会	3	
	その他の関連学会	2	
	日本歯科衛生士会認定更新生涯研修	3	
	日本摂食・嚥下リハビリテーション学会 eラーニング修了	5	
	本会が主催・共催する研修	3	
	都道府県歯科衛生士会の専門研修（基本研修） のうち認定更新生涯研修として申請された研修	60分につき 1単位	
	その他委員会の認めた研修	3	
2 能動研修	日本歯科衛生学会学術大会での演者・発表者	演者 10	共同演者 2
	国際学会等での演者・ 発表者	演者 10	共同演者 2
	特定関連学会での発表	演者 6	共同演者 1
	その他関連学会での発表	演者 3	共同演者 1
	日本歯科衛生学会雑誌論文筆頭者	著者 12	共著者 1
	その他関連学会雑誌論文筆頭者	著者 6	共著者 1
	関連学会、教育研修機関等の講演、社会貢献に 関する特別講演等	講師 5	
日本歯科衛生士会生涯研修制度の専門研修の 講義、実習指導等	講師 5	実習指導 2	

- (注) ① 受講研修の「本会が主催・共催する研修」は、日本口腔外科学会歯科衛生士研究会、感染症予防歯科衛生士講習会とする。
- ② 学会等に参加し、なおかつ発表した場合は、単位数の多い方を優先し、参加と発表の単位を重複しての申請は認められない。
- ③ 日本摂食・嚥下リハビリテーション学会 eラーニング修了は、在宅療養指導（口腔機能管理）、摂食・嚥下リハビリテーション分野の更新単位とし、他の認定分野には該当しないものとする。
- ④ 国際学会等は別紙3に定める。

認定更新生涯研修及び単位（認定分野B）

区分	対象研修	単位 (参加1回に付)	共著 共同演者
1 受講研修	日本歯科衛生学会	6	
	国際学会	6	
	認定分野Bの専門学会	6	
	認定分野Bの国際学会	6	
	特定の関連学会	3	
	その他の関連学会	2	
	日本歯科衛生士会認定更新生涯研修	3	
	認定分野B認定更新研修	3	
	本会が主催・共催する研修	3	
	都道府県歯科衛生士会の専門研修（基本研修）のうち認定更新生涯研修として申請された研修	60分につき 1単位	
	その他委員会の認めた研修	3	
2 能動研修	日本歯科衛生学会学術大会での演者・発表者	演者 10	共同演者 2
	国際学会等での演者・発表者	演者 10	共同演者 2
	認定分野Bの専門学会での演者・発表者	演者 10	共同演者 2
	認定分野Bの専門国際学会での演者・発表者	演者 10	共同演者 2
	特定関連学会での発表	演者 6	共同演者 1
	その他関連学会での発表	演者 3	共同演者 1
	日本歯科衛生学会雑誌論文筆頭者	著者 12	共著者 1
	認定分野Bの専門学会雑誌論文筆頭者	著者 12	共著者 1
	その他関連学会雑誌論文筆頭者	著者 6	共著者 1
	関連学会、教育研修機関等の講演、社会貢献に関する特別講演等	講師 5	
	日本歯科衛生士会生涯研修制度の専門研修の講義、実習指導等	講師 5	実習指導 2

- (注) ① 認定分野Bの認定更新は、認定更新生涯研修受講単位30単位のうち、推薦母体の専門学会の受講研修、能動研修による単位20単位以上含むものとする。
- ② 受講研修の「本会が主催・共催する研修」は、日本口腔外科学会歯科衛生士研究会、感染症予防歯科衛生士講習会とする。
- ③ 学会等に参加し、なおかつ発表した場合は、単位数の多い方を優先し、参加と発表の単位を重複しての申請は認められない。
- ④ 国際学会等は別紙3に定める。
- ⑤ 認定分野Bの専門学会とは、認定分野Bの資格者の母体の専門学会をいう。

認定分野A 特定関連学会		
生活習慣病予防(特定保健指導-食生活改善指導担当者-)	在宅療養指導・口腔機能管理	摂食嚥下リハビリテーション
日本公衆衛生学会 日本産業衛生学会 日本口腔衛生学会 日本歯周病学会 日本歯科人間ドック学会 日本糖尿病学会 日本人間ドック学会	日本障害者歯科学会 日本老年歯科医学会 日本摂食嚥下リハビリテーション学会 日本有病者歯科医療学会 日本老年医学会 日本歯周病学会 日本口腔リハビリテーション学会	日本摂食嚥下リハビリテーション学会 日本静脈経腸栄養学会 日本口腔リハビリテーション学会 日本障害者歯科学会 日本老年歯科医学会
糖尿病予防指導	医科歯科連携・口腔機能管理	
日本口腔衛生学会 日本産業衛生学会 日本公衆衛生学会 日本歯周病学会 日本歯科人間ドック学会 日本糖尿病学会 日本人間ドック学会	日本摂食嚥下リハビリテーション学会 日本口腔外科学会 日本歯周病学会 日本有病者歯科医療学会 日本老年歯科医学会 日本老年医学会 日本口腔リハビリテーション学会 日本障害者歯科学会	
認定分野B 特定関連学会		
障害者歯科	老年歯科	
日本障害者歯科学会<専門学会> 日本老年歯科医学会 日本摂食嚥下リハビリテーション学会 日本小児歯科学会 日本歯周病学会	日本老年歯科医学会<専門学会> 日本老年医学会 日本障害者歯科学会 日本摂食嚥下リハビリテーション学会 日本歯周病学会	
認定分野AB共通 その他の関連学会		
日本障害者歯科学会、日本老年歯科医学会、日本摂食嚥下リハビリテーション学会、日本口腔外科学会 日本口腔衛生学会、日本歯周病学会、日本小児歯科学会、日本矯正歯科学会、日本口腔インプラント学会 日本口腔感染症学会、日本有病者歯科医療学会、日本歯科審美学会、日本咀嚼学会、日本衛生学会 日本産業衛生学会、日本公衆衛生学会、日本歯科医学会総会、日本健康教育学会、 日本静脈経腸栄養学会、日本呼吸ケア・リハビリテーション学会、日本緩和医療学会、日本在宅医学会 その他認定歯科衛生士委員会で認めた学会		

国 際 学 会 等

No.	学 会 名 (略 称)
1	International Federation of Dental Hygienists (IFDH) 国際歯科衛生士連盟
2	International Association for Dental Research (IADR) 国際歯科研究学会議
3	American academy of Periodontology (AAP) アメリカ歯周病学会
4	International Association for Disability and Oral Health (IADH) 国際障害者歯科学会
5	Dysphagia Research Society (DRS) 米国嚥下障害学会
6	European Society for Swallowing Disorders(ESSD) ヨーロッパ嚥下障害学会
7	World Congress of Gerontology and Geriatrics (WCGG) 国際老年学会
8	Asia/Oceania Regional Congress of Gerontology and Geriatrics (AORCGG) アジア・オセアニア国際老年学会議